

事 務 連 絡

平成22年9月1日

各地方運輸局自動車交通部長
沖繩総合事務局運輸部長 } 殿

自動車交通局旅客課長

「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」
の細部取扱いについて

標記について、平成18年9月29日付け自動車交通局旅客課長事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」（以下「事務連絡」という。）により、主としてボランティア活動における送迎行為等において、登録等が不要な場合の考え方等を示し、取り扱ってきたところである。

平成21年12月8日構造改革特別区域推進本部において取りまとめた「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の一環として、本年3月までの間、構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度に係る規制の特例措置に関する提案を臨時に募集したところ、「登録を要しない移送ボランティアの範囲の明確化」及び「ファミリーサポートセンターで保護者に代わって行う保育園児等の送迎などの支援活動における道路運送法の適用除外」の提案があった。

このため当該提案について検討した結果、当該緊急経済対策の趣旨を踏まえ、別紙のとおり考え方を明確化したので、その旨了知されるとともに、その取扱いについて遺漏なきよう取り計らわれたい。

(別 紙)

「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」
の細部取扱いについて

【 記 1. (3) の 1 番目の○関係 】

「実際の運送に要したガソリン代」について

移動制約者等の乗車中はもとより、当該移送等の開始前における車庫等からの迎車及び当該移送等の終了後における車庫等までの回送についても含むものとする。

【 記 1. (4) の 3 番目の○関係 】

「ファミリーサポートセンターで扱う送迎活動」について

市区町村が設立するファミリーサポートセンターにおける子育て支援のための相互援助活動の一環として行われる保育施設と依頼会員の自宅等との間の送迎サービスの提供は、保護者に代わって子供の世話をを行う継続的な一連のサービスの一部に過ぎず、移動は従属的な要素に過ぎないものと解されることから、一般的に有償の運送には該当しないものと考えられる。